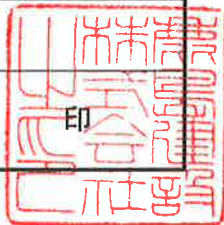


Ver 1.0

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書

プロジェクト名	鹿島グループ・バイオディーゼル活用プロジェクト	
プロジェクト 代表事業者名	鹿島建設株式会社	

提出日 2010年 1月22日

受理日 年 月 日

最終版提出日 年 月 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	鹿島建設株式会社 (カジマケンセツカブシキガイシャ)		
住所	東京都港区元赤坂 1 丁目 3 番 1 号		
代表者氏名	中村満義	担当者氏名	三浦一彦
担当者所属	環境本部	担当者役職	次長
担当者 E-mail	miurakaz@kajima.com	担当者電話番号	03-5544-0743
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括、バイオディーゼル利用		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	鹿島建設株式会社 (カジマケンセツカブシキガイシャ)		
住所	東京都港区元赤坂 1 丁目 3 番 1 号		
代表者氏名	中村満義	担当者氏名	三浦一彦
担当者所属	環境本部	担当者役職	次長
担当者 E-mail	miurakaz@kajima.com	担当者電話番号	03-5544-0743
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括、バイオディーゼル利用		
事業者名(フリガナ)	株式会社都市環境エンジニアリング (カブシキガイシャトシカンキョウエンジニアリング)		
住所	東京都江東区木場 5 丁目 6 番 35 号 木場岡本ビル 2 階		
代表者氏名	伊藤憲男	担当者氏名	高橋茂樹
担当者所属	営業部	担当者役職	課長
担当者 E-mail	takahashi@tkeng.co.jp	担当者電話番号	03-5639-9185
プロジェクトでの役割	廃食用油回収、バイオディーゼル製造、バイオディーゼル利用		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	鹿島建設株式会社、株式会社都市環境エンジニアリング		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			


※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の

主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。

- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

B：プロジェクト活動の概要①

	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>鹿島建設株式会社のグループ会社である株式会社都市環境エンジニアリングは、東京都、川崎市、横浜市における一般廃棄物の収集・処理業を営んでおり、商業施設からの廃食油の回収も行っている。これまで、回収した廃食油は、有償で塗料等の原料として他業者に処理を委託していた。同社は、廃食油の有効利用と温室効果ガス削減を目的とし、2008年4月からバイオディーゼルの製造・活用を開始した。本プロジェクトは、鹿島グループとしてバイオディーゼル燃料の製造・活用の展開を図るべく、都市環境エンジニアリングが廃食油を回収、バイオディーゼルの製造を行い、これを同社の廃棄物回収車の一部（現状では10台）、及び鹿島建設の建設工事における建設機械等の燃料（中央環状品川線シールドトンネル（北行）工事におけるディーゼル・ロコ用発電機燃料）として活用することにより、温室効果ガス排出削減に貢献するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="395 965 842 1301">  </div> <div data-bbox="868 965 1331 1301">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="427 1330 807 1357">BDF100%で走行する廃棄物回収車両</div> <div data-bbox="896 1330 1302 1357">BDF100%で走行するディーゼル・ロコ</div> </div>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>①都市環境エンジニアリングの廃棄物回収車両の燃料は、プロジェクト実施前は全て軽油であった。</p> <p>②プロジェクト実施前までシールド工事におけるディーゼル・ロコ用燃料は軽油を使用していた。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>本プロジェクトの対象とする車両及び発電機燃料を従来の軽油からカーボンニュートラルなバイオディーゼル燃料100%とする。</p>

<p>B.2 採用技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。)</p> <p>製造装置1： 株式会社セベック EOSYS50 法定耐用年数8年、2008年4月導入 製造装置2・3：株式会社セベック EOSYS200M 法定耐用年数8年、2009年2月導入 ※資料5参照</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ECOSYS50 (左)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ECOSYS200M (右)</p> </div> </div>	
<p>B.3 プロジェクト 実施場所</p>	<p>実施事業所名</p> <p>住所</p> <p>概要</p>	<p>都市環境エンジニアリング</p> <p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>バイオディーゼル製造場所：都市環境エンジニアリング江東事業所(回収車両基地) 東京都江東区新砂 3-6-31</p> <p>使用場所：①都内各所 ②東京都品川区八潮 1-3 中央環状品川線シールドトンネル(北行) 工事</p> <p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)</p> <p>①廃棄物回収車での利用 (BDF100%) ②ディーゼル・ロコ用発電機での利用 (BDF100%)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>東京・川崎・横浜</p>

B：プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2008年 4月 8日 ～ 2013年 3月 31日 (5年 0ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※2		2008年 4月 8日 ～ 2013年 3月 31日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	45	131	323	309	274	1,082
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / <input checked="" type="radio"/> 受給しない					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の用途						
	補助対象年月日	年 月 日 ～ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
B.9 他制度への申請※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / <input checked="" type="radio"/> 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考	(プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定し、影響の軽減措置を記述すること。) 該当なし						

※1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※4:国内クレジット制度や海外のVER制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. E. <u>004</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	精製されるバイオディーゼル燃料の原料である廃食油は、レストラン等の商業施設で使用された植物性の廃食油であり、プロジェクトがない場合にはエネルギー利用はされていない（資料6参照）。
	C.1.3 条件2	バイオディーゼル燃料の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である（資料5参照）。
	C.1.4 条件3	精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車両等の燃料は、軽油である（資料4-1および添付資料6参照）。
	C.1.5 条件4	プロジェクト内で使用されるバイオディーゼル燃料は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会モニタリング規格を満たしている（資料7参照）。
	C.1.6 条件5	バイオディーゼル燃料を使用する都市環境エンジニアリングの車両（現在10両）は、全てバイオディーゼル100%使用車両として車検を取得したものである（資料2及び資料4-1参照）。 当プロジェクトで使用するディーゼル・ロコ用発電機は、当該工事用の専用機材であり、適切な定期点検がなされている（資料4-2参照）
C.2 適用方法 論	方法論番号	JEAM <u>004</u>
	方法論名称	廃食油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない											
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ (BLS)	C.4.1 BLS の特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>化石燃料である軽油の使用</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>										
	C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>該当なし</p>										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>										
C.6 備考		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p> <p>(将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>										

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他													
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「プロジェクト申請方法について」を参照のこと)</p> <p>【東京都火災予防条例】 廃食用油、メタノール、バイオディーゼル燃料等を、一定量以上貯蔵し、又は取り扱う場合には、東京都火災予防条例に基づく許可が必要。2008年4月に設置したEOSYS50は対象外であったが、EOSYS200M2台を増設するに当たり、同条例に基づき製造建屋を新設し、2009年6月1日付けで東京消防長の確認通知を受領した(資料1-P-2参照)。</p> <p>【道路運送車両法】 バイオディーゼルを燃料とする車両は、自動車車検証に廃食用油燃料を使用する旨の記載が必要。これまで10車両について車検証の記載を行った(資料4-1参照)。</p> <p>【水質汚濁法】 洗浄後の廃水については、産業廃棄物として業者に委託処理しているため対象とされない(添付資料2および添付資料3参照)。</p> <p>【大気汚染防止法】 大気汚染防止法施行令の別表第一の30に「ディーゼル機関については燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること」とあり、本プロジェクトで使用するバッテリーロコ用発電機は対象とされない。</p> <p>【その他】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;">グリセリン処理、排水処理</td> </tr> <tr> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> </table>	騒音規制法	該当なし	振動規制法	該当なし	景観法	該当なし	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	グリセリン処理、排水処理	環境影響評価法	該当なし	建築基準法	該当なし
騒音規制法	該当なし												
振動規制法	該当なし												
景観法	該当なし												
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	グリセリン処理、排水処理												
環境影響評価法	該当なし												
建築基準法	該当なし												
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>環境影響評価は求められていない。</p>												
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>住民説明会の実施は求められていない。 ただし、中央環状品川線シールドトンネル(北上)工事の施主である首都高速道路株式会社には説明済み。</p>												